



なぜ社員代表を  
選出するの？

**過半数代表者は「働く者の立場」の代表者です!** **Part2**

**公正・公平に選出して安心して働ける職場を創り出そう!**

## 過半数代表者になるには？

過半数代表者になる要件が定められています (労働基準法施行規則第6条の2)

- ① 監督または管理の地位にある者でないこと
- ② 法に規定する協定をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること
- ③ **使用者の意向に基づき選出されたものでないこと**

## つまり、過半数代表者になれるのは・・・

- ◆ 現場長等の管理職・指定職の方は過半数代表者になることはできません!
- ◆ 親睦会の幹事等を自動的に選任した場合は無効です!
- ◆ 会社が過半数代表者を指名したり、選挙・信任投票等、公正な手続き無しに過半数代表者となることはできません!
- ◆ 会社が立候補を促したり、「この人に投票して欲しい」と斡旋したり等、会社の意向に基づき選出された場合は法令違反であり無効です!



「〇〇さんに投票して欲しいとか、「わかってるよね?」「よく考えて投票するように」等

**会社から投票内容について依頼や斡旋があればコンプライアンス違反です!**

**管理者など「職場の上司」という立場を通じて行われることも同様に違反です!**

※過半数代表者選出について労働者間で議論することは全く問題ありません



過半数代表者は労働者間での公平な選出により決められるものであり、使用者の関与を認めるものではありません。また、会社はあくまでも便宜上手続きを行うに過ぎません。



**「働く者の立場の代表」を公正・公平に選出し、安全で働きやすい職場を創り出そう!!**